横浜市福祉のまちづくり推進会議の委員を公募します。

応募のあんない

募集人数、２名程度

任期、2025年７月15日から2027年7月14日まで（２年間）

応募資格、次の３つの要件を満たす方

１、応募日現在、満18歳以上で、横浜市在住もしくは在学、在勤であること

２、福祉のまちづくりに関心を持つ方

３、任期期間中、横浜市福祉のまちづくり推進会議に出席できる方

選考方法、申込書および小論文による書類選考を来ない、通過者には5月中旬～下旬（予定）に面接を実施します。（面接の日時などについては別途ご連絡をします。）

提出物

申込書および小論文をご提出ください。

小論文は以下のテーマについて、800字以内で記述してください。

テーマ、福祉のまちづくり推進指針へのご意見・感想および改善点について

申込先、郵送の場合、〒231-0005、横浜市中区本町6丁目５0番地の10、横浜市健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当宛

メールのアドレス、kf-fukumachi@city.yokohama.lg.jp

申込受付期間、令和７年４月１日（火曜日）から４月24日（木曜日）まで、郵送の場合４月24日（木曜日）当日消印有効

申込書の入手方法

各区役所福祉保健課、区政推進課広報相談係、市庁舎３階市民情報センター、市庁舎15階健康福祉局福祉保健課等で配布しています。

※申込書及び小論文の用紙は、横浜市のホームページ（健康福祉局福祉保健課ページ）からもダウンロードできます。

横浜市、スペース、福祉のまちづくり推進会議で検索。

福祉のまちづくり推進会議の概要

福祉のまちづくり推進会議とは？

横浜市福祉のまちづくり条例第７条に基づき、横浜の福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について、調査審議をします。

横浜市福祉のまちづくり推進会議は、学識経験者、事業者、関係団体代表者など、委員30人以内で組織されています。市民の皆様の声を反映させるため、委員のうち２名程度を公募により選出します。

推進会議の委員になると？

年に数回開催される「福祉のまちづくり推進会議」に出席していただきます（本市規定に基づく報酬が支払われます。報酬は源泉徴収事務の対象となり、マイナンバーの提出が必要となります）。

その他、福祉のまちづくりに関する事業や意見交換会などに参加・協力していただくことがあります（基本的に任意での参加で、報酬はありません）。

どんなことを話し合うの？

福祉のまちづくりに関する様々な施策や取組について、委員の立場からご意見をいただきます。建築物にかかるバリアフリー基準に関する議題などもありますが、専門的な知識がなくても、市民の目線からご発言をいただきたいと思います。

参考として、これまでに議事として取り上げられた事項の一部をご紹介します。

・福祉のまちづくり推進指針の改定について

・福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改正について

過去の議事内容は、横浜市のホームページ（健康福祉局福祉保健課ページ）でご覧いただけます。

横浜市、スペース、福祉のまちづくり推進会議で検索。

令和７年４月発行

横浜市健康福祉局福祉保健課

住所、郵便番号、231-0005、横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話、0456712387

ファクス、0456643622

メールアドレス、kf-fukumachi@city.yokohama.lg.jp